

平成30年  
第31回嬉野市農業委員会  
総会議事録

平成30年1月4日

嬉野市農業委員会

平成30年 第31回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	岩屋川内東芋漬川 外3筆 田の嵩上げ	H30.1.4	承認
	2	大草野妙現 外1筆 田を畑に転換	H30.1.4	承認
	3	岩屋川内井手口 田の嵩上げ	H30.1.4	承認
報告第2号		農地法第5条の規定による許可申請書の取下げについて		
	1	久間堤ノ上 一般住宅及び駐車場	H30.1.4	承認
報告第3号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	馬場下五本松 送配電線路用支持物用地	H30.1.4	承認
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間道徳 外2筆 使用貸借権	H30.1.4	承認
	2	大草野塔ノ原 外1筆 使用貸借権	H30.1.4	承認
	3	大草野臥木 使用貸借権	H30.1.4	承認
	4	吉田荒巻 賃借権	H30.1.4	承認
	5	下宿二本櫻 賃借権	H30.1.4	承認
	6	久間本志田原 賃借権	H30.1.4	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～10	五町田千堂 外17筆 賃借権・使用貸借権	H30.1.4	承認
	嬉1～5	下宿三本松 外8筆 賃借権	H30.1.4	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	吉田荒巻 外1筆 売買	H30.1.4	許可
	2	大草野臥木 贈与	H30.1.4	許可
	3	谷所茂手 売買	H30.1.4	許可
	4	久間提ノ浦 外2筆 贈与	H30.1.4	許可
	5	久間牛石 外9筆 贈与	H30.1.4	許可
議案第4号		農地法第4条申請の承認について		
	1	吉田立岩 太陽光発電設備設置	H30.1.4	承認
	2	下野一本松一 植林	H30.1.4	承認

	3	吉田成就ヶ谷 外2筆 植林	H30.1.4	承認
	4	不動山東熊川内 外1筆 植林	H30.1.4	承認
	5	下宿野畑 一般住宅	H30.1.4	承認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下宿鳥谷 残土及び資材置場	H30.1.4	承認
	2	久間堤ノ上 外1筆 一般住宅及び駐車場	H30.1.4	承認
	3	下宿第七区画整理 住宅敷地	H30.1.4	承認
	4	下宿第七区画整理 事務所用駐車場及び進入路	H30.1.4	承認
	5	五町田笹谷 外2筆 植林	H30.1.4	承認

平成30年 第31回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成30年1月4日  
 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室  
 3 開会日時 開会 平成30年1月4日 午後1時30分 議長 西田 昭義  
 及び 宣告 閉会 平成30年1月4日 午後2時38分 議長 西田 昭義  
 4 会議の公開の 非公開  
 可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条  
 第1項の規定による  
 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員24名 欠席委員1名

(農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	議事録署名
1	松元正行	出		14	大島栄吉	出	議事録署名
2	水川靖廣	出		15	宮崎勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	出	
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	欠		19	池田藤巳	出	
7	小森隆昭	出	憲章朗読	20	井手寛紀	出	
8	淵野厚由	出		21	前田安一	出	
9	川内利光	出		22	山崎 正	出	
10	松尾 直	出	班 長	23	山口智佐代	出	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	出	
12	池田博幸	出					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業委員会事務局主事	永田 良子	農林課副課長	小原 和子



です。

事務局 整理番号1番について、事務局の説明を求めます。  
議案書1ページ、整理番号1番です。  
届出人は 下岩屋1区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 <sup>うつけかわ</sup> 芋濱川 ○○○番○ 外3筆

地目は4筆とも田 面積は合計946㎡です。

理由は、県道より低い位置にあるので耕作の利便をよくするため、田の嵩上げを行いたいということです。

図面は2ページと3ページ、写真は(1)番を御覧ください。以上です。

議長 この件について、山崎委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

担当委員 別にありません。

議長 続いて、12月27日に6班で実施した事前審査の結果について、班長の 松尾委員、報告をお願いします。

班長 高齢であり、本人に確認したところ、息子が東京より帰ってくるということでした。周辺は、道路、河川があり、問題ないと考えます。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、農地等形状変更届出整理番号1番については、全員了承です。

議長 次は、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 整理番号2番です。

届出人は <sup>かくのたに</sup> 角ノ谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 <sup>みょうげん</sup> 妙現 ○○○番1 外1筆

地目は2筆とも田 面積は合計257㎡です。

理由は、水稻を作付けできないため、田を畑に転換したいということです。

図面は4ページと5ページ、写真は(2)番を御覧ください。以上です。

議長 この件については、私の担当する地区の案件ですので、地区担当委員として、説明、意見を申し述べます。

<担当委員として会長説明等>

既に畑となっており、問題ないと思います。

議長 では、松尾班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。  
班長 別にありません。







についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書14ページ、整理番号1番です。

貸付人は 堤ノ上の ○○○○ 様、

借受人は 同じく堤ノ上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 <sup>どうとく</sup> 道德 ○○○番○ 外2筆

地目は3筆とも田 面積は合計で3,040㎡、

利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成26年3月10日から平成31年12月31日までです。

解約理由は、借り手人の営農規模縮小のためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 五代の ○○○○ 様、

借受人は 同じく五代の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 <sup>とうのはら</sup> 塔ノ原 ○○○番○ 外1筆

地目は2筆とも田 面積は合計で1,229㎡です。

利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成21年5月11日から平成31年5月10日までです。

解約理由は、借り手人の都合によるためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号3番です。  
貸付人は 南上の ○○○○ 様、  
借受人は 同じく南上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 <sup>ふしぎ</sup> 臥木 ○○○番○ 地目は田 面積は243㎡、  
利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。  
期間は平成24年6月1日から平成34年5月31日までです。  
解約理由は、農地法第3条により、貸付人と借受人との間で、所有権の移  
転をするためということです。合意解約した旨の通知を受けております。  
以上です。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり  
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約につ  
いて、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号4番です。  
貸付人は 佐賀市の ○○○○ 様、  
借受人は 峰川原の ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 <sup>あらまき</sup> 荒巻 ○○○番

地目は田 面積は1,804㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成29年4月10日から平成34年4月9日まで、

小作料は、反当り5,543円、年10,000円です。

解約理由は、農地法第3条により、貸付人と借受人との間で、所有権の移  
転をするためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約  
した旨の通知を受けております。以上です。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案どおり  
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約につ  
いて、整理番号4番については、原案どおり承認することに決定いたしま

した。

.....

議長 次に、(議案書15ページ) 整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページ、整理番号5番です。  
貸付人は 今寺の ○○○○ 様、  
借受人は 同じく今寺の ○○○○ 様です。  
所在地は、大字下宿 二本桜 ○○○番 地目は田 面積は810㎡、  
利用権区分は賃借権で、目的は米です。  
期間は平成25年9月10日から平成30年9月9日まで、  
小作料は、反当り74kg、年60kgです。  
解約理由は、借受人の都合よるためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号5番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

.....

議長 次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番です。  
貸付人は 北下久間の ○○○○ 様、  
借受人は 同じく北下久間の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 <sup>ほんしだはる</sup>本志田原 ○○○番 外4筆

地目は5筆とも田 面積は合計で4,946㎡です。

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成23年3月10日から平成33年3月9日までで、

小作料は、反当り18kg、年90kgです。

解約理由は、借受人の都合よるためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]



委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までと、10番について、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表、1ページと2ページを御覧ください。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までと、10番についてです。

貸し手人は 五町田第1の ○○○○ 様、外8名様です。

借り手人は 五町田第2の ○○○○ 様、外8名様です。

所在地は、大字五町田 千堂 ○○○番○、外16筆

面積は合計で18,071㎡、

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から10年間で、再設定と新規設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までと、10番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までと、10番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までと、10番については、原案どおり承認することに決定しました。

議長 次に、(別添の表3ページ) 利用権設定嬉野町の分

皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、一括審議したいと思えます。異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表、3ページを御覧ください。整理番号1番から5番までです。

貸し手人は 内野内野山の ○○○○ 様、外4名様です。

借り手人は 上岩屋の ○○○○ 様、外3名様です。

所在地は、大字下宿 三本松 ○○○番○、外8筆

面積は合計で16,358㎡、

利用権は賃借権、期間は3年から10年間で、新規設定と再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、質



譲受人は 同じく南上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 臥木<sup>ふしぎ</sup> ○○○番○ 地目は田 面積は243㎡  
です。

譲渡理由は、農業廃止。 譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。

図面は21ページと22ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。売買による所有権の移転です。

譲渡人は 茂手の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく茂手の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 茂手 ○○○番、

地目は田 面積は2,055㎡です。

売買価格は、反当たり486,618円、全体で1,000,000円です。

譲渡理由は、農業廃止。 譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。

図面は23ページと24ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号4番です。贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 武雄市の ○○○○ 様、  
譲受人は 同じく武雄市の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 <sup>ひさぎ</sup> 提 <sup>うら</sup> の浦 ○○○番○、外2筆

地目は3筆とも田 面積は合計で2,810㎡です。

譲渡理由は、労力不足。 譲受理由は、経営規模の拡大のためということ  
です。

図面は25ページと26ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見は  
ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許  
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号  
4番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長

次に、(議案書17ページ)整理番号5番について、事務局の説明を求め  
ます。

事 務 局

議案書17ページ、整理番号2番です。

贈与による所有権の移転で、生前一括贈与です。

譲渡人は 西山の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく西山の ○○○○ 様です。

所在地は、議案書18ページ、別紙①を御覧ください。

大字久間 <sup>うしいし</sup> 牛石 ○○○番、外9筆

地目は5筆が田、5筆が畑 面積は合計で10,362㎡です。

図面は27ページと28ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見は  
ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許  
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号  
5番については、原案どおり許可することに決定しました。





の形状もすり鉢状で、耕作には急斜面の悪条件であるため転用したいということ  
です。

東は畑 西は道路、山林 南は山林 北は道路、畑です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）  
で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産  
性の低い農地です。

図面は33ページと34ページ、写真は（6）番を御覧ください。以上で  
す。

議 長  
担当委員

松尾委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

場所は、現在、維持管理されておりますが、場所が厳しいため、仕方ないと思  
います。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案  
どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号  
2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

申請人は 春日の ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 <sup>じょうじゅがだに</sup>成就ヶ谷 ○○○番○、外2筆

地目は3筆とも畑 面積は合計で2,521㎡です。用途目的は、植林  
事由は、申請地は、現在休耕地であり、高齢のため耕作ができない。日当  
たりも悪く、生産性が低いため転用したいということ。

東は山林 西は山林、原野 南は原野 北は山林です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）  
で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産  
性の低い農地です。

図面は35ページと36ページ、写真は（7）番を御覧ください。以上で  
す。

議 長  
担当委員

江口委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

現在休耕地ということですが、下の方は立派なネギが栽培されていまして、  
もったいないように思いましたが、本人が高齢ということで、仕方ないと思  
いました。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員  
議長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。申請人の認識不足により、既に転用されていますので、始末書を付けての申請です。

申請人は 上不動の ○○○○ 様です。

所在地は、大字不動山 <sup>ひがしくまごうち</sup> 東熊川内 ○○○番〇、外1筆

地目は2筆とも畑 面積は合計で2,065㎡です。用途目的は、植林  
事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後も高齢のため耕作ができない。  
維持管理が困難なため転用したいということです。

東は山林 西は田、原野 南は山林 北は山林です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）  
で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産  
性の低い農地です。

図面は37ページと38ページ、写真は（8）番を御覧ください。以上で  
す。

議長

山口委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

担当委員

周りの方に同意は受けておられ、既に平成27年に植林がなされております。  
高齢ということですので、問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

植林をされた後、確認をしなくていいのですか。

事務局

計画書により、木の本数、見積書を提出するようになっており、8年後、  
現場確認しております。確認後、完了証明を発行し、登記となります。

議長

他にありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。



る土地に所有地があり残土・資材置場として利用していたが手狭となったことから、残土及び資材置場を拡張するため転用したいということです。

東は道路 西は水路、宅地 南は道路 北は水路、田です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り135,447円、全体で235,000円です。

図面は43ページと44ページ、写真は（10）番を御覧ください。以上です。

議 長

武藤委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

担当委員

別にあります。

議 長

松尾班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

高さが、50m位あり、下には河川、道路があります。十分に気をつけ、石積み等で嵩上げを行うよう指導しております。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

譲渡人は 冬野の ○○○○ 様、

譲受人は 福富の 有限会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様

です。

所在地は、大字久間 堤ノ上 ○○○番○、外1筆

地目は2筆とも畑 面積は合計で1,001㎡です。

用途目的は、一般住宅及び駐車場

事由は、申請地は現在休耕地であり、後継者もなく耕作の見通しもない。地元居住者が増えるため一般分譲住宅及び駐車場として転用したいということです。

東は宅地 西は畑、山林 南は畑、宅地 北は山林、宅地です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り2,997,003円、全体で3,000,000円です。

図面は45ページと46ページ、写真は（11）番を御覧ください。以上

です。

議 長  
担当委員

田島委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。  
別にありません。

議 長  
班 長

松尾班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。  
宅地造成ですが、問題ないと思います。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
事由で後継者がいないということではありますが、前回、息子がいると思うが、  
確認をするように。

事 務 局

今後確認します。

議 長  
委 員

他にありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号  
2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

譲渡人は 下宿の ○○○○ 様、

譲受人は 峰川原の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は81㎡です。用途目的は、住宅敷地

事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後の耕作の見通しもない。現在両親と吉田で同居しているが、申請地が通院している病院に近く利便性も良いので、住宅用地として転用したいということです。

東は畑、道路 西は宅地 南は道路 北は畑、宅地です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1））で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。

売買価格は、反当り30,246,914円、全体で2,450,000円です。

図面は47ページと48ページ、写真は（12）番を御覧ください。以上です。

議 長  
担当委員

植松委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。  
区画整理地内で有り、問題ありません。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番です。

譲渡人は 温泉2区の ○○○○ 様、

譲受人は 五町田第五の 株式会社○○○○

代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は106㎡です。

用途目的は、事務所用駐車場及び進入路

事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後の耕作の見通しもない。用途地域であり、周りの環境にも恵まれているので、事務所を建築し賃貸するため転用したいということです。

東は道路 西は宅地 南は畑 北は道路です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1））で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。

売買価格は、反当り42,349,057円、全体で4,489,000円です。

図面は49ページと50ページ、写真は（13）番を御覧ください。以上です。

議 長

担 当 委 員

川内委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

第七区画整理地内で有り、問題ありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、（議案書42ページ）整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

議案書42ページ、整理番号5番です。

譲渡人は 下童の ○○○○ 様、

譲受人は 五町田第一の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 笹谷 ○○○番、外2筆

地目は3筆とも畑 面積は合計で3,508㎡です。用途目的は、植林事由は、申請地は、現在休耕地で、今後の管理も困難な荒地となっているので整備し、植林して管理するため転用したいということです。

東は畑 西は山林 南は畑、山林 北は山林です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り42,000円、全体で147,336円です。

図面は51ページと52ページ、写真は（14）番を御覧ください。以上です。

議 長  
担当委員

稲富委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

昔は、田んぼで会ったが、その後ミカンを栽培されていたようです。その後、管理されず、こんな山をどうして欲しいのかと尋ねたところ、〇〇さんが椎茸を作りたいということでした。荒地とならぬよう頑張ってくださいようお願いしたところでした。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

それでは、会議を閉じます。

平成30年 第31回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

（ 午後 2 時 38 分 閉

会 ）



